

教職員の懲戒処分等について

令和7年3月24日付けで、次のとおり、懲戒処分等を行うことに決定しました。

No.	被処分者	処分内容	処分理由
1	県立学校 教諭 (29歳)	懲戒免職	令和7年1月上旬から同月下旬までの間、校内及び校外において、自校の生徒に対し、複数回、わいせつな行為を行った。 この行為は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に違反し、教育公務員としての職の信用を著しく損なう重大な非違行為であり、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。
2	県立学校 教諭 (58歳)	停職6月	令和6年7月31日(水)午後6時頃から午後9時頃までの間、自宅で飲酒した後、同年8月1日(木)午前6時50分頃から普通乗用自動車を運転し始め、午前7時30分頃、酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.25ミリグラム以上のアルコールを身体に保持する状態で、広島県尾道市瀬戸田町名荷1233番地付近道路において、自車を橋の欄干に衝突させる事故を起こし、同年12月19日(木)、道路交通法違反の罪で、罰金50万円の略式命令を受けた。 これらの行為は、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。

上記No.1の県立学校の校長に対しては、「厳重注意」の行政措置を行うこととしました。

【担当】

教職員課 県立学校人事係長 小西 大輔

(内線) 4922

(直通電話) 082 - 513 - 4922

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp